

## 第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）から（最終案）への主な修正点

※赤下線部が変更箇所

頁	新（最終案）	旧（案）																
27	<p>【2行目】⇒（文言の追加）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣名</th> <th>年度</th> <th>防除方法の検討、個体数管理の実施等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニホンジカ (多摩地域)</td> <td>平成17～</td> <td>農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査</td> <td>「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」及び第5次東 都区農林業被害対 策基本計画に基づ く事業</td> </tr> </tbody> </table>	対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考	ニホンジカ (多摩地域)	平成17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」及び第5次東 都区農林業被害対 策基本計画に基づ く事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣名</th> <th>年度</th> <th>防除方法の検討、個体数管理の実施等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニホンジカ (多摩地域)</td> <td>平成17～</td> <td>農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査</td> <td>「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」に基づく事業</td> </tr> </tbody> </table>	対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考	ニホンジカ (多摩地域)	平成17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」に基づく事業
対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考															
ニホンジカ (多摩地域)	平成17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」及び第5次東 都区農林業被害対 策基本計画に基づ く事業															
対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考															
ニホンジカ (多摩地域)	平成17～	農林業被害調査 侵入防止対策（侵入防止柵等） 個体数調整補償（市町村、地元親友会等） 生息状況調査	「第6期東京都第 二種シカ管理計 画」に基づく事業															
51	<p>【13行目】⇒（文言の追加）</p> <p>わな猟について ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良について<u>開発された技術の普及・導入などを</u>検討する。</p>	<p>わな猟について ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良について検討する。</p>																
51	<p>【20行目】⇒（文言の整理）</p> <p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなど<u>技術開発について検討し、</u>普及に努める。</p>	<p>生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし、ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め、普及に努める。</p>																
60	<p>【1行目】⇒（文言の追加）</p> <p>家畜衛生部局、保健所、<u>区市町村</u>等と連携し、発生時には迅速な対応を行う。</p>	<p>家畜衛生部局、保健所、市町村等と連携し、発生時には迅速な対応を行う。</p>																
60	<p>【8行目】⇒（文言の追加）</p> <p>平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が継続して確認されている。<u>都内でも令和2年に野生イノシシでの本病の感染が確認されていること</u>から、</p>	<p>平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が継続して確認されていることから、</p>																

頁	新（最終案）	旧（案）
60	<p>【29 行目】⇒（文言の整理）</p> <p><u>重要な家畜伝染病（例：口蹄疫等）、既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜との間で伝播する感染症（例：SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等）、国内での感染は確認されていないが発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響及び人への感染が懸念される感染症（例：ウエストナイル熱等）については、</u></p>	<p><u>例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、</u></p>
61	<p>【10 行目】⇒（文言の整理）</p> <p><u>都内及び周辺県で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 に規定する特定家畜伝染病が発生している場合は、同病に感受性の高い鳥獣の監視に努めるとともに、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等（産業労働局）と調整し、適切な対応を図る。</u></p> <p><u>(5) 感染症にり患した傷病鳥獣保護個体への対応</u></p> <p><u>傷病鳥獣を保護した際には、必要に応じて搬入後速やかに隔離し、感染症の有無を確認する。感染症にり患している可能性がある場合には検査を実施し、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い適切に対処するとともに、第九の 1 の</u></p> <p><u>(2) ②若しくは③に基づき対応する。</u></p>	<p>周辺県で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合において、同病に感受性の高い鳥獣の個体が確認された場合には、その症状等に十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等（産業労働局）と調整し、適切な対応を図る。</p> <p><u>また、保護個体については、必要に応じて搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。</u></p>
65	<p>【13 行目】⇒（文言の追加）</p> <p>その特異な島の成り立ちから、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、<u>オガサワラヒメミズナギドリ</u>等の海鳥類の重要な繁殖地であるとともに、アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ等の東京都レッドデータブックに記載されている希少な鳥獣も数多く生息する。<u>また、近年、小笠原諸島のセグロミズナギドリが、他地域とは遺伝的に異なる固有種であることが明らかとなった。</u></p>	<p>その特異な島の成り立ちから、クロアシアホウドリ、コアホウドリ等の海鳥類の重要な繁殖地であるとともに、アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ等の東京都レッドデータブックに記載されている希少な鳥獣も数多く生息する。</p>

頁	新（最終案）	旧（案）
68	<p>【23 行目】⇒（文言の追加）</p> <p>また、国による「ボランティアによる外来植物の駆除ツアー」や村による「飼いネコのマイクロチップの装着」等、島内外の協力による取組が実施されている。</p> <p><u>アカガシラカラスバトの建物のガラス窓等への衝突、オガサワラオオコウモリの交通事故や農業用ネット等への絡まり、ミズナギドリ類の人工光誘引による不時着など、小笠原特有の鳥獣保護対策について、島内の行政機関、民間の関係団体及び島民と連携して取り組む。</u></p>	<p>また、国による「ボランティアによる外来植物の駆除ツアー」や村による「飼いネコのマイクロチップの装着」等、島内外の協力による取組が実施されている。</p>